

会 議 録

会議の名称	令和4年度第3回豊中市社会福祉審議会児童福祉専門分科会		
開催日時	令和4年(2022年)12月26日(月)		
開催場所	書面開催	公開の可否	可
事務局	こども未来部こども政策課	傍聴者数	—
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	稲垣委員、赤銅委員、中橋委員、東口委員、溝渕委員	
	事務局ほか	<こども未来部> こども未来部：山口部長、厚東次長兼こども政策課長 こども政策課：山内主幹、瀬越副主幹兼認可指定係長 菅原主査、高橋主事	
議題	1. 「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の一部改正に係る意見聴取について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和4年度第3回豊中市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（会議概要）

日 時：令和4年（2022年）12月26日（月）

場 所：書面開催

出席者：稲垣委員、赤銅委員、中橋委員、東口委員、溝渕委員

■本会議の開催方法について

各委員に会議資料を配付し、書面により案件についての意見を聴取する方法により開催した。

■傍聴について

書面会議による開催としたため、各委員からの意見等をとりまとめた会議録を公開することにより、傍聴に代えることとする。

■定足数について

委員定数5名全員が出席し、条例で定める会議の開催要件である過半数を超えているため、本会議は有効に成立した。

■案件1.「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の一部改正に係る意見聴取について

<1-① 児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等について>

○会長

児童の安全確保のために、大切なことと考えます。計画策定を各施設に義務付けるというのですが、計画策定がされていない場合の罰則などはありますか。またその確認はどのように行われますか。

○事務局

指導監査時に計画が策定されているか確認を行います。計画が策定されていない場合の罰則はありませんが、指導監査における指摘事項として当該施設・事業所に対して指導を行うこととなります。

○委員

賛同いたします。

○委員

1-③の業務継続計画策定については、いわゆる「ハード」面だけではなく、研修や訓練などの実施について踏み込んでいるように考えています。内容は異なるかもしれませんが、この安全確保に関する計画の策定についても各施設が研修や訓練などの実施を展望できる

ような表記があっても良いのではないですか。

○事務局

本改正については、安全計画の策定と合わせて、次の事項についても各施設・事業所に義務付けを行います。

①職員に対し計画を周知し、研修及び定期的な訓練を実施すること

②保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること

資料中の説明が不足しており、申し訳ございません。各施設・事業所において、児童の安全が確実に確保されるよう、必要な取組みを周知してまいります。

< 1-③ 児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化について >

○会長

こちらの件について、是非とも研修・訓練を計画し、実施いただくことを願います。努力義務ということで、実施に至らない施設等へはどのような指導等をお考えでしょうか。

○委員

「努力義務」を明確に通知、ならびに策定義務化でないことを周知し、指導監査等で口頭指摘に留め、文書やメモ等の指摘事項としないことを望みます。

○事務局

各施設・事業所において研修・訓練を実施いただけるよう、今回の改正について丁寧に説明してまいります。また、業務継続計画が策定されていない施設・事業所には指導監査時に必要な助言を行います。

< 1-⑥ バス送迎に当たっての安全管理の徹底について >

○委員

「ブザーその他の装置」にカメラも含まれるのでしょうか。

○事務局

送迎用バスに装備する安全装置は、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）」に適合することが求められます。本ガイドラインでは、ヒューマンエラーを補完するものとして、「降車時確認式」及び「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件が示されており、そのどちらかを満たす必要があります。

いずれにおいても警報機能が必要になりますので、車内を映すカメラ機能だけでは本ガイドラインに適合した安全装置とはなりません。今後、本ガイドラインに適合する安全装置のリストを国が作成することとなっていますので、各施設・事業所において安全装置の装備が円滑に進むよう周知してまいります。

○会長

安全管理の徹底はぜひお願いしたいと思います。具体的な確認はどのように行われますか。

○事務局

指導監査時に安全装置の現物を確認することや、乗降車の際の点呼等の方法を聞き取りにより確認することなどを検討しています。

○委員

国交省からの具体的な指示が見込まれますので、それに沿った対応を望みます。

○事務局

送迎用バスに装備する安全装置については、国土交通省が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」をふまえて対応いたします。

○委員

1-①と同様。安全管理の徹底の手段としてハード面の改善のみが例示されているような印象をうけます。

○事務局

本改正では、次の事項について各施設・事業所に義務付けを行うため、ハード面のみではなくソフト面も含めたものとなります。

- ①乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認すること（送迎時に限らず、園外活動ほか児童の移動のために自動車を運行する全ての場合が対象）
- ②送迎用バスに安全装置を装備すること及び当該装備を用いて降車時の児童の所在を確認すること

また、安全装置を装備することをもって、人による確認が不要となるものではなく、あくまでも送迎用バスの運行のための園のマニュアルの運用等のソフト面での対策と組み合わせた上で効力を発揮することを各施設・事業所には周知してまいります。

以上